◎再生産労働

→生産的労働力を維持するために必要とされる労働。いわゆる家事労働、高齢者・成人・若者へのケア。子供の社会 化、華族紐帯の維持のための労働、地域のボランタリーな活動が含まれる。 動形態であり、介護や看護、家事労働、性風俗産業も含まれる。

アジアでは移動の「女性化」が特に進んでいる。航空技術の進歩や、仲介業者の登場で国境を超えるのが容易になっているが、受け入れ先で求められるのは「女性の仕事」である。女性移住者が行く受け入れ先で担う活動や役割は家事、子育て、高齢者ケア、看護の分野に集中しており再生産領域のグローバル化が進んでいると言える。その例が「東アジアのエンターテイナー貿易」である。毎年およそ 5 万人の女性がフィリピンとタイから日本や韓国の娯楽・売春産業へ働きに行っている。

女性が海を渡り、働きに出る背景は先進国における女性の就労率の上昇、福祉国家の縮小を背景とする再生産労働の補填としての移住家事労働者の送り出し拡大、などが挙げられる。彼女たちにとって出稼ぎ=「よりよい生活のため」「不誠実な夫・パートナーからの逃避、ジェンダー不平等な現実からの逃避」である。実際、彼女たちの仕送りは家族だけでなく国家も潤し、仕送りの合計額が国内総生産を上回る国も存在する。そのため、フィリピンやインドネシアは海外移住労働を推奨している。

こうした再生産労働が社会にもたらす問題は「再生産労働の国際分業」である。(=2 つの国民国家における三層構造の女性による再生産労働の移転をいう。つまり、①ホスト国の中層・上層階級の女性、②送り出し国の移住女性(都心部)、③貧しすぎるために出稼ぎに出られない送り出し国の家事労働者や低所得の親戚女性(農村部)に分けられる)。このような階層構造は、送り出し・受け入れコミュニティーにおける居場所のなさ、自国と同等の社会的経済的地位を保持できない、単身による出稼ぎのため家族分散の苦痛などへとつながる。ぼそれでも生き残るために海を渡る。

・日本の例:1970年代後半「ジャパゆきさん」現象…フィリピン、タイ、中国、韓国から女性が出稼ぎ来日。その多くが娯楽産業の接客業や性風俗産業に従事。「貧しい・エイズの感染源」などという差別や偏見を受けた。かし、・事前に聞かされた生活環境・労働条件が異なる・借金返済の厳しいノルマ・長時間低賃金労働などの実態があり被害者が多く出た。こうした問題は人身売買にもつながりかねない

◎アンペイド・ワーク

- →①有償労働であり経済活動であるにも関わらず、支払われず、また過小評価されている労働:(例)自給農業、その他の家族経営の中の女性の無償労働、雑多な不安定労働
- ②現行の政府の経済計算では「経済活動」と規定されない膨大な仕事:(例)家庭内の育児や介護を含む家事労働、地域のボランティア、再生産労働

世界の至るところで担い手の大半は女性であり、世界の女性の貨幣に換算されない経済貢献は 11 兆ドル、日本国内でも 138 兆円にも上る。この問題が社会にもたらす論点は無償労働の再評価である。男性の労働=有償、女性の労働=無償、補助的労働、消費行動という社会認識をなくし、家庭の中や女性の中で閉じ込められてきた「労働」を貨幣価値換算し社会貢献度を可視化・再評価すべきである。また、主婦=家事労働者と快適な衣食住や性欲を満たし夫の労働力を再生産、子供を育て次世代の労働力の再生産という考え『無償=搾取、愛という名の正当化家事労働の価値が無視されているからこそ、それを担う女性の地位も労働も安く据え置かれている。(例)育児休業・長時間労働問題、マタハラ:育児や出産=無償と考えている人はこれらを批判する

・日本の例:戦後の日本における核家族化=女性の専業主婦化男性世帯主が外で働き、女性が家庭内のアンペイドワークという固定概念が確立

◎性暴力

狭義:性的暴力、直接的な性的侵害行為/広義:性(ジェンダー)に基づく強制力の行使

「暴行 | 「いたずら | であいまいにされてきた暴力的人権侵害の本質を表したフェミニズムの対抗言語。被害当事者の

主観、視点を重視している。あえて「暴力」という言葉を使い、加害者の問題化や「同意」は成立しえないことを表す。しかし潜在化する強姦被害と実態には乖離があり、刑事訴訟手続きに入れた被害は年間 1500 件/16 万人。

この原因の 1 つが刑法の特異性である。刑法 177 条では強制性交罪について記されている。「13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、校門性交又は口腔性交した者は、強制性交罪とし、5 年以上の有期懲役に処する。」しかし、暴行や脅迫には被害者の抵抗を著しく困難にする程度の強さが必要とされている。つまり、「被告人が何をしたか」よりも「被害者が何をしなかったか」に注目している。被害者は『フリーズ』と呼ばれる無抵抗状態に陥ることも多いが『明らかに分かる形』抵抗しなければ無罪という判決は問題である。被害者の救済ではなく、犯罪者を罰することに目的を置いているのだ。2 つ目の原因は性の二重基準だ。男女間で性的事柄に関する基準が異なり、男性は性的自由に寛容、女性は厳しいという性差別意識である。それにより性被害に直面したことのない男性的思考の裁判官などは、被害者心理への無知から「本当に被害にあったら○○したはず」という思い込みの「性暴力被害者の落ち度論」を押し付けてしまいがちである。他にも

- ・刑事司法の過程で、警察→検察→裁判のように何回も繰り返して性被害の事実を話さなければならないという心的 苦痛。
- ・男性警察官が多く、女性被害者は話しづらい などが挙げられる。

近年ではこうした性暴力に反対する「フラワーデモ」が開かれている。(きっかけは性暴力被害の裁判で無罪判決が 4件続いたこと)Me Too 運動など

- ○戦時性暴力:民間女性の拉致監禁・性的拷問や女性兵士に対する敵や味方からの性的暴力など
- →男性中心社会では「被害者」ではなく「汚れた女」として社会的に拒絶される場合が多い。男性への性暴力も含まれ、強制的に服を脱がす、人への性暴力を強制的にほう助させるなどがその例である。
- (例)・旧ユーゴスラビアの強制妊娠:組織的な強姦、家父長制が強いうえに中絶を禁止する宗教的背景の下では、異民 族女性を強姦し妊娠させ出産に追い込み、異民族断絶の方法として機能した)
- ・慰安婦問題:日本軍が管理統制した、戦地の慰安所で将兵たちの性の相手をさせられた日本、朝鮮、中国、フィリピンなど8~20万人の女性。外交問題にもつながっており、歴史の真実を回避せず、教訓として直視すべきである。

1.ジェンダー

社会的・文化的性差。社会的・文化的に構築された制の在り方。性役割。性規範など(~らしさ、~すべき)。

人々は生まれた瞬間から、「男性」「女性」に分けられ、性別に見合う役割、価値観、行動様式、労働の在り方などが時代・地域・社会ごとに規定されてきた。しかし。20世紀後半からそれらが男女間の不平等を正当化する偏見に過ぎないことが明らかにされてきた。生物学的性差は統計学的なものであり、すべての個人に当てはまらない。つまり個人としての男性と女性の違いを語るものにはならない。生物学的性差は性役割を正当化する理由にはならない。「女性らしさ」「男性らしさ」は事実を表すのではなく、ヒトの特定の性質について「そうあるべきだ」という価値判断を押し付けているに他ならない。

歴史上では、第一波・第二派フェミニズムによりフェミニズムが多様化し、男性学・女性学・ジェンダー研究という学問分野の開拓によって分析概念としての「ジェンダー」が登場した(20世紀後半)。1970年以降のジェンダー平等に向けた国際的取り組みとしては、「国際女性の10年」、「世界女性会議(全4回)」、「女性差別撤廃条約(1979)」、「女性に対する暴力撤廃宣言(1993)」などがある。こうした活動によって少しずつジェンダー平等が進められており、現在でもさらなる促進のため活動が行われている。しかし、その一方でフェミニズム(ジェンダーフリー)に対するバックラッシュも問題となっている。

2.フェミニズム

第一波フェミニズム…フェミニズムの起源。市民革命、とりわけ 18 世紀末のフランスに遡る。フランス革命の際、「フ

ランス人権宣言」が採択されたものの、その内容は特定の属性(健康・外国人でない・中流階級以上の男性)のみが国 民の権利を与えられたものであった。それに対して女性が抗議し、女性の権利を求める運動が欧州各地に広がったこ とからフェミニズムが誕生した。

第二波フェミニズム…第二波フェミニズム誕生のきっかけとなったのが、1949年に出版されたシモーヌ・ド・ボーヴォワールの『第二の性』である。ボーヴォワールは本書で実存主義の立場から、本質的な「主体」としての男性に対する女性の「他者性」という概念を提示し、女性の「他者」としてのアイデンティティや根源的疎外が、一方において女性の身体、とりわけその生殖能力から生じ、他方において出産・育児といった歴史的な分業から生じると論じた。本書は1950年代から60年代にかけて、主に中産階級の若い女性に強い影響を与え、自立を促すことになった。とりわけ米国では、『第二の性』に影響を受けたケイト・ミレットやベティ・フリーダンらの活動から、第二波フェミニズムが生まれることになった。ベディ・フリーダンは「女性の神秘」の中で、女性の個人的問題だけでなく、むしろ女性のおかれてきた状況が問題であると指摘。政治的・経済的不平等だけでなく、男女間の性的関係まで貫く権力関係を覆さなければならない、と主張した。これによりラディカルフェミニズムが誕生した。

1960年代後半から 1970年代前半にかけて、アメリカや日本でのウーマンリブ運動やフランスの女性解放運動といった女性解放運動が世界中に広まり、これを機に後に多くの国で女性の労働の自由が認められ、政治・文化・医療・宗教といった分野でもフェミニズムが取り入れられるようになった。

第一波、第二波フェミニズムを経て、ジェンダー平等にむけた国連を中心とした国際的取り組みが行われた(「国際女性の 10 年」「世界女性会議」、「女性差別撤廃条約」、」女性に対する暴力撤廃宣言」)。それにより、男性学・女性学のようなジェンダー研究という学問分野が開拓され、分析概念としての「ジェンダー」誕生につながる。フェミニズムは多様化する一方で、フェミニズムに対するバックラッシュも起こった。

第三波フェミニズム…ジェンダーに限らず、女性の中の民族・階級・人種による差異を見過ごすことはできないのではないかという思想が誕生。人のアイデンティティは複数の要素から構成される複合的なものである以上、個人に対して複数の差別が複合・交差して行われる(人種・民族的出身・国籍・階級・カースト・年齢・障がい・病気・貧困・地位・学歴・性的思考など)という考えを「複合差別」という。女性という括りだけでは見えてこない「マイノリティ」女性の発見

3. 性別役割分業

家庭における夫婦それぞれの責務や役割を明確に区分すること。従来では、男性は生産労働によって家庭のための収入を得ること、女性は家族のケア・育児・家事といった再生産労働と呼ばれることをそれぞれ専業としてきた。しかし近年では、女性が担当してきた再生産労働は「アンペイド・ワーク」として認識されるようになり、社会的貢献度を可視化させ、再評価する取り組みが進んでいる。また、女性の社会進出や様々な権利向上に伴っても家庭内での男女の役割も変化してきている(男性の育児や家事への参加、女性が生産労働を担うことなど)。しかし、国際的に見るとまだまだ従来的な性別役割分業は残っている。経済のグローバル化によって、先進国の自由な賃労働者はいわゆる「第三世界」で工場の経営などを行っている。そこで働くのは低賃金で雇うことができる女性たちである。彼女たちはどれだけ働いても正当な賃金をもらうことができず、自由な労働者として認められることがない。それにより、労働者として自立することができず、主婦として生きるほかなくなってしまっている。先進国の搾取によって第三世界の性別役割分業が強いられている状況である。先進国で自由な労働者として活躍する女性が発展途上国の主婦を搾取していると言える。

★ インターセクショナリティ

インターセクショナリティとは、システム的に社会の不平等に貢献している、さまざまな社会的そして文化的に構築 された差別の分類が、どのように多層的に、そしてしばしば同時的に交差しているのかを分析する、社会学の理論の ひとつである。インターセクショナリティによると、人種/民族、性、宗教、国籍、性的志向、階級、あるいは障害な ど、社会における抑圧に関する古典的なモデルは、それぞれが独立して機能しているのではなく、これらの抑圧の諸 形態は関連しあっており、さらに、差別のさまざまな形態の「交差」を反映する抑圧のシステムを作り出すとされてい る。最も分かりやすい例を挙げれば、黒人女性は黒人差別と女性差別の「交差」する点に位置し、どちらか一方の少数 的特性を持つ人たちに比べ、より一層の抑圧を受けている、という理論である。インターセクショナリティの登場ま で、彼女たちのような二重の差別に苦しむ人や、場合によっては三重、四重に少数者である人々への適切な分析や救 済は行われ難かった。

★ セクシュアルマイノリティ

性的少数者の総称。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー(TS)、インターセックス(IS)、ク ィア、アセクシュアル(無性愛者)、パンセクシュアル(対象の性別は気にしない)などが含まれる。また、セクシュ アリティは身体的性ではなく性自認に基づいて決められるため、身体的性は女、性自認は男のトランスジェンダーか つゲイ、といったこともありえる。インターセックスは身体的性が典型的ではなく、どちらの性別にも含められない 人である。健康上の問題を有するため医学的治療も行われる。トランスジェンダーは身体的性と性自認が一致しない 人である。一致する人はシスジェンダーと呼ばれる。また、社会生活に支障をきたしている場合は「性同一性障害」と して医療の介入も選択することができる。この TS については性同一性障害者性別取扱特例法(2003)も存在し、 医療、選挙、パスポート取得等において社会生活を低下させる事態はある程度回避可能だが、日本において法的に TS として扱われるためには①20歳以上②現に婚姻していない③現に未成年の子供がいない④生殖腺がない、またはその 機能を永続的に失っていること⑤他の性別における性器に相当する部分に類似した外観を備えていること、が必要で あり、特に④⑤については世界でも特異な厳しい制約であり、手術を要するため命の危険すら伴う。また、子供を持つ ことも許されなくなってしまう。セクシュアルマイノリティの中でも同性愛者開放運動は1950年代から活発に行 われ、現在でも虹色をシンボルとした LGBTQ 支援は最も主流な社会運動の一つだ。こうした近年の潮流の中で現在 27 か国が同性婚を認めており、日本においても 2019 年 7 月には日本弁護士連盟によって同性婚を合憲とする見解が 法務大臣、総理大臣、各院議長に提出されている。また、憲法24条の改正案も提出された。世間では、映画やドラ マ、コマーシャルおいて同性カップルやセクシュアルマイノリティの起用が盛んで、彼らを取り巻く環境は好転しつ つあると言えるだろう。しかし未だに差別意識を強く持つ者や、カミングアウトの難しさも存在する。2015年には一 橋大学法学院の院生が同性への恋愛感情を吐露したことをきっかけに人間関係に悩まされ、投身自殺をする事件も起 きている。また、スポーツの世界においても1966年から1991年にかけては国際陸上連盟による女性選手への 性別確認検査が行われ、2009年にも南アフリカのキャスターセメンヤ選手への性別疑義問題が浮上、性適合手術 の妥当性やホルモン値による女性を定義するべきか否かが議論を呼んだ。